富士吉田市宿泊税システム
整備費補助金申請手引き

申請受付期間

令和8年11月9日（月）
～令和9年3月26日（金）

申請・問合せ先
〒403-8601
山梨県富士吉田市下吉田6-1-1
富士吉田市　総務部　税務課
【TEL】0555-22-1111（内線139）
【Mail】zeimu@city.fujiyoshida.lg.jp
【対応時間】平日午前8：30～午後17：15
（※12：00～13：00）を除く

1　補助金の概要

宿泊税の導入に伴い、市内宿泊事業者が行うシステム整備等の事務負担軽減および円滑な納税手続を支援するため、「富士吉田市宿泊税システム整備費補助金」を交付します。

補助対象事業者

富士吉田市宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請を申告した者

※ただし、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者。
- ・富士吉田市の市税を滞納している者。
- ・その他市長が補助金の交付対象として適当でないと認める者。

補助対象事業･経費

補助対象事業者が行うシステム整備のうち、宿泊税の導入に伴う既存のシステム改修又は新たなシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェア購入に係る経費

※ただし、以下の経費を除きます。

- ・経常的経費
- ・人件費・交際費・交通費・宿泊費及び飲食費
- ・租税公課
- ・リースまたはレンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費
- ・クラウド型システムの月額料金等、通信費（インターネット回線費等）
- ・振込手数料
- ・他の補助金等の交付対象となっている経費
- ・その他市長が適当でないと認める経費

補助金の額･上限額･補助率

補助金は、登録いただいた 1 施設につき上限 50 万円まで、補助率は 10/10（※1000 円未満端数切捨て）です。

宿泊税システム整備費補助金

1. システム改修

PMS・レジ等のプログラム修正・連携

① PMS（宿泊管理システム）の自動計算機能追加



② POSレジのプログラム変更



③ 領収書・明細書のレイアウト変更（インボイス制度対応等）



2. ソフトウェア・ハードウェア購入

専用ソフト・機器の新規導入・更新

① 宿泊税専用管理ソフトの導入



② 自動精算機・券売機の対応改修・購入



③ データ管理用の専用端末機器



⚠ 補助対象外の例

✕ 補助対象外の例

- 汎用的なPC・タブレット・スマホ
- 宿泊税に関係ない機能追加
- 宿泊税に関係ないPC・プリンタの買替え
- 保守・運用費（ランニングコスト）

2　手続きの流れ

以下のステップに従い、申請等を行ってください。なお、同一補助対象事業者が複数の宿泊施設を経営している場合には、施設すべてをまとめて申請いただくこともできます。（その際は 1 施設あたり上限 50 万円までとして計上してください。）

ステップ	手続き内容	提出・受領書類
Step1　交付申請	**補助金交付申請を行う。** ・右記提出書類を市役所に提出する。	・交付申請書（様式 1） ・事業概要書（様式 2） ・誓約書兼同意書（様式 3） ・収支計画書（様式 4） ・製品等の見積書
Step2　交付決定	（市が審査した後） **交付決定通知書を受領する。**	・交付決定通知書（様式 5 号）
Step2.5　概算払い請求	※概算払いが必要な場合、 **概算払請求書を提出する。**	・概算払請求書（様式 11 号）
Step3　事業実施	交付決定通知書記載の日以降 **事業を実施する。** 事業に変更がある場合は、適宜相談する。	
Step4　実績報告	事業完了後、 **実績を報告する。**	・実績報告書（様式 6 号） ・収支決算書（様式 7 号） ・仕入控除税額報告書（様式 8 号） ・領収書の写し
Step5　交付確定 交付・精算	補助金交付、または概算払いの精算 **額確定通知書の受領** **支払い請求書の提出** **補助金の受領**	・額確定通知書（様式 9 号） ・支払請求書（様式 10 号） ・概算払清算書（様式 12 号）

手続きは、郵送または電子メールにて行うことができます。

〒403-8601

山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1

富士吉田市　総務部　税務課　市民税担当宛

【TEL】0555-22-1111（内線 139）

【Mail】zeimu@city.fujiyoshida.lg.jp（24 時間）

【対応時間】平日午前 8：30～午後 17：15（※12：00～13：00）を除く

3 申請にあたっての注意事項

申請に際しては、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。あわせて、富士吉田市宿泊税システム整備費補助金交付要綱の規定を必ずご確認ください。

1 補助金交付決定前に行ったシステム整備は補助金の対象になりません。

補助金交付申請後、市が発出する交付決定を受理した後に整備事業に着手してください。詳細は、「2手続きの流れ」（P1）をご覧ください。

2 定められた期日までに申請書等の提出がない場合には補助金は交付されません。

申請書類に不備がある場合や内容に疑義がある場合に書類の修正・追加で書類の提出を求める場合があります。

3 補助事業完了後５年間、帳簿や関係書類の保存をお願いします。

補助金交付の日の翌年度から5年間書類を保管してください。